

山武市指定管理者制度導入指針

山 武 市

山武市指定管理者制度導入指針

(平成 18 年 5 月 12 日制定)
(平成 18 年 7 月 13 日改正)
(平成 19 年 2 月 15 日改正)
(平成 19 年 4 月 1 日改正)
(平成 20 年 4 月 1 日改正)
(平成 21 年 6 月 1 日改正)
(平成 22 年 4 月 1 日改正)
(平成 23 年 4 月 1 日改正)
(平成 24 年 4 月 1 日改正)
(平成 25 年 4 月 1 日改正)
(平成 26 年 5 月 1 日改正)
(平成 27 年 4 月 1 日改正)
(平成 28 年 4 月 1 日改正)
(平成 29 年 5 月 1 日改正)
(平成 30 年 5 月 14 日改正)
(令和 2 年 4 月 1 日改正)
(令和 3 年 4 月 1 日改正)

(目次)

はじめに	- 1 -
第 1 指定管理者制度	- 1 -
1 新地方行革指針との関係	- 1 -
2 指定管理者制度の概要	- 1 -
(1) 管理委託制度と指定管理者制度との相違	- 1 -
(2) 指定管理者制度で行うことのできる業務	- 2 -
(3) 基本的条件の設定	- 2 -
① 指定の手続	- 2 -
② 管理の基準	- 2 -
③ 業務の範囲	- 3 -
(4) 指定管理者の指定等	- 3 -
① 指定管理者の指定に関する要件等	- 3 -
② 指定管理者の選定手続き等	- 3 -
③ 指定に際しての議会の議決	- 3 -
④ 協定等の締結	- 3 -
(5) 指定管理者に対する監督	- 3 -
① 事業報告書の提出	- 3 -

② 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て等	- 4 -
第2 山武市における指定管理者制度への対応	- 4 -
1 指定管理者制度導入に係る基本的考え	- 4 -
(1) 指定管理者制度導入対象施設	- 4 -
(2) 条例等の整備（制定及び改廃等）	- 4 -
① 総括条例等	- 4 -
② 個別条例	- 4 -
(3) 選定委員会の事務等	- 5 -
① 委員構成	- 5 -
(4) 指定期間	- 5 -
(5) 予算	- 5 -
① 支出科目	- 5 -
② 予算措置	- 5 -
(6) 使用の許可	- 5 -
(7) 利用料金制度	- 5 -
2 指定管理者の募集	- 5 -
(1) 個別条例に規定する内容	- 5 -
(2) 募集事務等	- 5 -
① 基本的事項	- 5 -
② 募集の方法	- 6 -
③ 公募の内容	- 6 -
④ 公募期間	- 6 -
(3) 指定管理者の候補者の選定等	- 6 -
① 指定管理者の候補者の選定	- 6 -
ア 選定組織	- 6 -
イ 選定指針	- 6 -
ウ 選定基準	- 7 -
② 議案（指定管理者の指定）	- 7 -
③ 協定の締結	- 7 -
(4) 指定管理者の監督	- 7 -
① 事業報告書の提出	- 7 -
② 事業計画書の提出	- 7 -
③ 事業の評価	- 7 -
④ 指定管理者の指導	- 7 -
(5) 総合調整	- 7 -

第3 山武市における公の施設の具体的な対応指針	- 8 -
1 指定管理者制度を導入している施設 (21 施設)	- 8 -
2 指定管理者制度を導入していない施設 (237 施設)	- 8 -
3 新規開設施設	- 10 -
別記1 指定管理者制度導入基本スケジュールについて	- 11 -
別記2 申請書類について	- 12 -
別記第1号様式 (第3条関係)	- 13 -
【参考様式1】	- 14 -
【参考様式2】	- 15 -
【参考様式3】	- 16 -
【参考様式4】	- 17 -
【参考様式5】	- 18 -
【参考様式6】	- 19 -

山武市指定管理者制度導入指針

はじめに

地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度を創設し、当該施設の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とした、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）が平成 15 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日に施行された。

指定管理者制度は、これまで地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体等でなければ公の施設の管理ができなかった管理委託制度が廃止され、新たに地方公共団体が指定する法人その他の団体に管理を行わせることができる制度である。

本市ではこの新たな制度の導入に当たって、本指針に則り当該制度への円滑な対応を図るものとする。

第 1 指定管理者制度

1 新地方行革指針との関係

平成 17 年 3 月 29 日に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化の中で指定管理者制度について、次の事項が掲げられている。

- (1) 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。
- (2) 特に、平成 15 年 9 月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体への管理委託している公の施設については、平成 18 年 9 月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。
- (3) 管理のあり方の検証に際しては、施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。
- (4) 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

2 指定管理者制度の概要

(1) 管理委託制度と指定管理者制度との相違

区 分	管理委託制度（改正前）	指定管理者制度（改正後）
管理運営主体 （市が施設の 管理運営を委 ねる相手方）	・地方公共団体が直接管理運営又は地方公共団体が 50%以上出資する法人 ・公共団体（土地改良区等） ・公共的団体（農協、自治会等）に限定	・民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く） ※管理委託制度は廃止 議会の議決を得て指定
権限と業務の 範囲	・施設の設置者（地方公共団体）との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。	・施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことが

	・施設の管理権限及び責任は、設置者（地方公共団体）が有し、施設の使用権限は委託できない。	できる。 ・施設の設置者（地方公共団体）は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	・委託の条件、相手方等を規定	・指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	・委託契約	・協定 ・指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象とならない。

(2) 指定管理者制度で行うことのできる業務

指定管理者が公の施設の管理に関し行うことのできる業務は、次のとおりとなっている。

- ① 利用者からの料金を自らの収入として収受できること。
- ② 条例で規定された場合において、地方公共団体の承認を得て自ら利用料金を設定することができること。この場合において、あらかじめ条例で規定された基本的枠組み（金額の範囲、金額の算定方法等）に従って、地方公共団体の承認が必要となる。また、地方公共団体は必要に応じて指示を行うことができる。
- ③ 条例の規定により、公の施設の使用許可を行うことができること。ただし、使用料の強制執行、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、行うことはできないこと。

※①及び②は、従前の管理委託制度においても可能

(3) 基本的条件の設定

指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合においては、地方公共団体は設置者の責任により、指定の手続き、管理の基準及び指定管理者に委ねる業務の範囲等の基本的な条件を条例で定めなければならないこと。

① 指定の手続

申請の方式や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては、例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されていること。

イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物理的能力、人的能力を有していること。

② 管理の基準

住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用の許可基準、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

など当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めること。

③ 業務の範囲

指定管理者が行う業務について、その具体的範囲を規定すること。この場合において、使用の許可まで含めるかどうかを含め、公の施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定すること。

(4) 指定管理者の指定等

① 指定管理者の指定に関する要件等

ア 地方公共団体と指定管理者には商行為（指定管理者が行う業務を地方公共団体が買い取るもの）ではないので、請負には当たらないこと。

イ 指定管理者の指定は行政処分的一种であって契約ではないこと。

ウ 指定管理者は、地方自治法において法人その他の団体と規定されていることから、個人は指定できないこと。

② 指定管理者の選定手続き等

ア 申請の方法、選定基準等については、条例及び規則で定めること。

イ 指定管理者の指定の申請については、原則として複数の申請者に事業計画書を提出させ、選定の基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行う者を選定すること。

ウ 選定の基準としては、次に掲げることを規定すること。

- ・公の施設に係る住民の平等利用が確保されること。
- ・事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

③ 指定に際しての議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を要すること。議決すべき事項としては「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」等があること。

④ 協定等の締結

指定管理者の権限は「指定」によって生じるものであり、契約を締結することは不要であること。ただし、管理業務の実施に当たっての詳細な事項（事業報告書の提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の所有権の帰属等）については、地方公共団体と指定管理者の協議により定め、協定等を締結することにより明確にすること。

(5) 指定管理者に対する監督

普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対し業務又は経理の状況の報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることができること。なお、指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができること。

① 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならないこと。記載する事項は、次のようなものであり、地方公共団体が定めること。

ア 管理業務の実施状況

イ 利用状況（利用者数、使用拒否等の件数及び理由等）

- ウ 利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況等
- ② 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て等
 - ア 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、地方公共団体の長に審査請求することになること。
 - イ 公の施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合、又は管理業務の執行に当たって指定管理者の行為が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者である地方公共団体がその損害賠償責任を負うことになること。

第2 山武市における指定管理者制度への対応

公の施設の管理は、管理委託制度のもと、地域のコミュニティ施設、民生施設などは区や自治会、社会福祉協議会等に管理を委託することにより、効率的な管理に努めてきたところである。

指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮されることで、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設の利用者及び設置者双方にとっても、市民サービスの向上をはじめとする合理的管理が望めるなどのメリットが見込まれるところである。

よって、この制度を十分活用することとし、指定管理者制度の導入が可能な全ての公の施設について、制度の導入を前提として検討するものとする。

1 指定管理者制度導入に係る基本的考え

(1) 指定管理者制度導入対象施設

道路法、河川法、学校教育法等の個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている施設を除き、原則として本市が設置する公の施設について指定管理者制度の導入を検討する。

(2) 条例等の整備（制定及び改廃等）

指定管理者制度の導入に伴う必要な条例の整備は、次に掲げるところによる。

① 総括条例等

総括条例等とは、指定管理者の指定の手続きに関する共通事項を独立した条例にまとめて定める条例等である。本市においては山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年山武市条例第 15 号）（以下「条例」という。）と山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 18 年山武市規則第 16 号）及び山武市教育委員会の所管に係る山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 29 年山武市教育委員会規則第 1 号）（以下「規則等」という。）を制定している。

② 個別条例

個別条例とは、指定管理者の指定の手続きに関する共通事項以外の個別の事項について、それぞれの施設に関する条例に定める条例といい、新たな個別条例の改正等については、指定管理者の候補者を公募、選定し、指定管理者の指定に係る議案（以下「指定議案」という。）を提出するため、指定議案を提出する予定の議会の遅くとも一つ前の議会において行うこととし、当該施設を所管する課等において対応するものとする。

指定管理者の管理等の内容については、必要に応じ個別条例の施行規則においても規定

するものとする。

(3) 選定委員会の事務等

指定管理者の候補者の選定を行うために設置する山武市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の事務は、総合政策部企画政策課政策推進係で行う。選定委員については規則等により定めており、その概要は次に掲げるところである。

① 委員構成

- ア 学識経験のある者（4名以内）
- イ 副市長
- ウ 教育長
- エ 総合政策部長
- オ 市長が指名する職員（若干名）

(4) 指定期間

指定管理者の指定期間は、原則5年間とする。ただし、特別な理由がある場合は、相当期間とすることができる。

(5) 予算

① 支出科目

指定管理者との間において必要とする管理運営に関する費用についての支出科目は委託料とする。

② 予算措置

指定期間内における委託料の支出については、原則として債務負担行為を設定する。債務負担行為に係る予算の提出時期は、指定候補者が特定され、業務内容等を事実上確定させた後の、指定議案を提出する議会とする。

(6) 使用の許可

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することによって公の施設の効果的及び効率的な管理が行われると認められる場合は、指定管理者に使用の許可権限を委任することができるものとする。

(7) 利用料金制度

指定管理者と利用料金制度を合わせて導入することによって公の施設の効果的及び効率的な管理並びに利用者（住民等）サービスの向上が図られると認められる場合は、利用料金制度を導入することができるものとする。

2 指定管理者の募集

指定管理者の募集に関しては、次に掲げるところによる。

(1) 個別条例に規定する内容

- ① 指定の手続き
- ② 管理の基準
- ③ 業務の範囲
- ④ その他必要な事項

(2) 募集事務等

① 基本的事項

指定管理者制度の趣旨を考慮し、原則として指定管理者の要件・範囲は限定しない。た

だし、法令等の関係、公の施設の性質等により、要件・範囲を限定すべき特別の理由がある場合は、この限りでない。

② 募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、公募による場合は広報紙、ホームページ等を利用することとする。ただし、公募によらず特定の団体を選定委員会に諮る場合については、この限りでない。

③ 公募の内容

条例及び規則等に規定した指定管理者に係わる管理の基準等に基づき、募集要項を作成する。なお、具体的には、以下項目を基本とし、施設の特性を踏まえ適宜、変更する。

- ア 施設の目的・概要に関する事項
- イ 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準に関する事項
- ウ 申請者の資格要件に関する事項
- エ 指定の期間に関する事項
- オ 利用料金制の有無、指定管理に係る委託料の上限額に関する事項
- カ 募集説明会及び質問の受付、回答方法に関する事項
- キ 申請期限等に関する事項
- ク 提出書類・部数に関する事項
- ケ 選定手続き、審査基準、指定手続きに関する事項
- コ 協定に関する事項
- サ モニタリングの実施に関する事項
- シ 責任分担に関する事項
- ス 提出書類の取扱いに関する事項
- セ 業務の引継ぎに関する事項
- ソ その他留意事項

④ 公募期間

公募の期間は、原則として1ヶ月以上を確保する。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(3) 指定管理者の候補者の選定等

① 指定管理者の候補者の選定

ア 選定組織

指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会がこれに当たる。

なお、選定委員会は、提出された事業計画書等をもとに、条例及び規則等で定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

イ 選定指針

指定管理者の選定に当たっては、公募により団体を募集し、応募団体数にかかわらず選定委員会に諮り、選定委員会の決定を受けた後に候補者を決定するものとする。なお、公募によることが明らかに適当でないと思われる場合は公募によらないことができるものとする。ただし、この場合においても候補者の決定に当たっては選定委員会に諮るものとする。

ウ 選定基準

公の施設の設置目的及び性質等を考慮のうえ、条例及び規則等において規定する。

また、審査に当たっては、点数制の導入等客観的な判断基準の導入に努めるものとする。

② 議案（指定管理者の指定）

議案には、公の施設の名称、指定管理者の名称及び指定期間等、条例で規定する事項を明記する。

③ 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「指定」という行政処分によって発生することから、契約の締結は不要となる。しかしながら、事業報告書の内容及び提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の帰属、減免の取扱い、リスク管理及び責任分担、事務引継、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取消しなどの管理業務の実施に当たっての詳細事項については、設置者たる市と指定管理者との協議によって定めなければならないことから、協定を締結する必要がある。

(4) 指定管理者の監督

① 事業報告書の提出

条例に基づき、毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させること。

② 事業計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画については、予算編成までに指定管理者と設置者（市）が協議して確定させること。

③ 事業の評価

指定管理者は、毎年度終了後、施設の管理の業務に関して事業報告書（指定手続条例第11条による）を作成し、市長等に提出することが定められているが、より効率的・効果的な管理運営とサービス向上に努めるために、「指定管理者導入施設におけるモニタリング制度導入指針」に基づいて、モニタリングを実施する。

④ 指定管理者の指導

指定管理者制度導入効果の検証及び評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指導等を行う。

(5) 総合調整

① 指定管理者制度導入に当たっての総合調整は、総合政策部企画政策課政策推進係が行う。

② それぞれの公の施設における指定管理者制度導入に関しては、設置目的、性質等が異なることから、当該施設を所管する部内で対応する。

第3 山武市における公の施設の具体的な対応指針

指定管理者制度の導入にあたっては、別記1「指定管理者制度導入基本スケジュール」に基づき対応するものとし、また、常に最適な管理運営形態となるよう、定期的なすべての施設を対象に見直しを行うものとする。

1 指定管理者制度を導入している施設（21施設）

次の施設については、既に指定管理者制度を導入している。

No.	施設名	現在の指定管理者
1	蓮沼交流センター	オライはすぬま企業組合
2	松尾駅前駐車場	山武市商工会
3	成東駅前第1自転車駐車場	株式会社リンレイサービス
4	日向駅前第1自転車駐車場	株式会社リンレイサービス
5	日向駅前第2自転車駐車場	株式会社リンレイサービス
6	成東駅前第2自転車駐車場	株式会社リンレイサービス
7	新町自転車駐車場	株式会社リンレイサービス
8	日向駅前第3自転車駐車場	株式会社リンレイサービス
9	松尾駅前自転車駐車場	株式会社リンレイサービス
10	成東福祉作業所	社会福祉法人山武市社会福祉協議会
11	山武福祉作業所	社会福祉法人山武市社会福祉協議会
12	松尾福祉作業所	社会福祉法人山武市社会福祉協議会
13	簡易マザーズホーム	社会福祉法人山武市社会福祉協議会
14	山武福祉センター	社会福祉法人山武市社会福祉協議会
15	成東学童クラブ	NPO法人ひだまり
16	松尾学童クラブ	株式会社アンフィニ
17	大平学童クラブ	株式会社アンフィニ
18	成東老人福祉センター	社会福祉法人山武市社会福祉協議会
19	ふれあいデイサービスセンター	社会福祉法人緑海会
20	さんぶの森元気館	山武市元気づくりパートナーズ
21	道の駅オライはすぬま	オライはすぬま企業組合

2 指定管理者制度を導入していない施設（237施設）

次の施設については、導入環境が整ったものから指定管理者制度の導入を検討する。

当面の間導入予定がない施設についても、制度の動向等を踏まえつつ、定期的に見直しを行うものとする。

No.	施設名	備考
1～21	地区共同利用施設	21か所
22～50	コミュニティ施設	29か所
51	松尾にぎわい処	
52	さんぶの森交流センターあららぎ館	

53～92	コミュニティ消防センター	40 箇所
93	保育所型認定こども園※1	
94～95	保健福祉センター	2 箇所
96	国保さんぶの森診療所	
97～98	農産物食品加工施設	2 箇所
99～102	農業集落排水処理施設	4 箇所
103	本須賀海岸市営駐車場	
104～107	市営住宅	4 箇所
108	成東城跡公園	
109	伊藤左千夫記念公園	
110	こまつ公園	
111	下町きせつの公園	
112	成東総合運動公園	
113	さんぶの森公園	
114	さんぶの森ふれあい公園	
115～210	公園緑地広場等	96 箇所
211	成東駅前観光交流センター	
212	山武浄水場	
213	幼稚園※2	
214～215	学校給食センター	2 箇所
216～217	歴史民俗資料館	2 箇所 (分館含む)
218	松尾運動公園	
219	蓮沼スポーツプラザ	
220	蓮沼野球場	
221	白幡体育館	
222	白幡スポーツ広場	
223	さんぶの森中央会館	
224	さんぶの森中央体育館	
225	さんぶの森武道館	
226	さんぶの森弓道場	
227	さんぶの森野球場	
228	さんぶの森多目的広場	
229	日向の森野球場	
230～231	公民館	2 箇所
232	農村環境改善センター	
233～235	図書館	3 箇所
236	成東文化会館のぎくプラザ	
237	さんぶの森文化ホール	

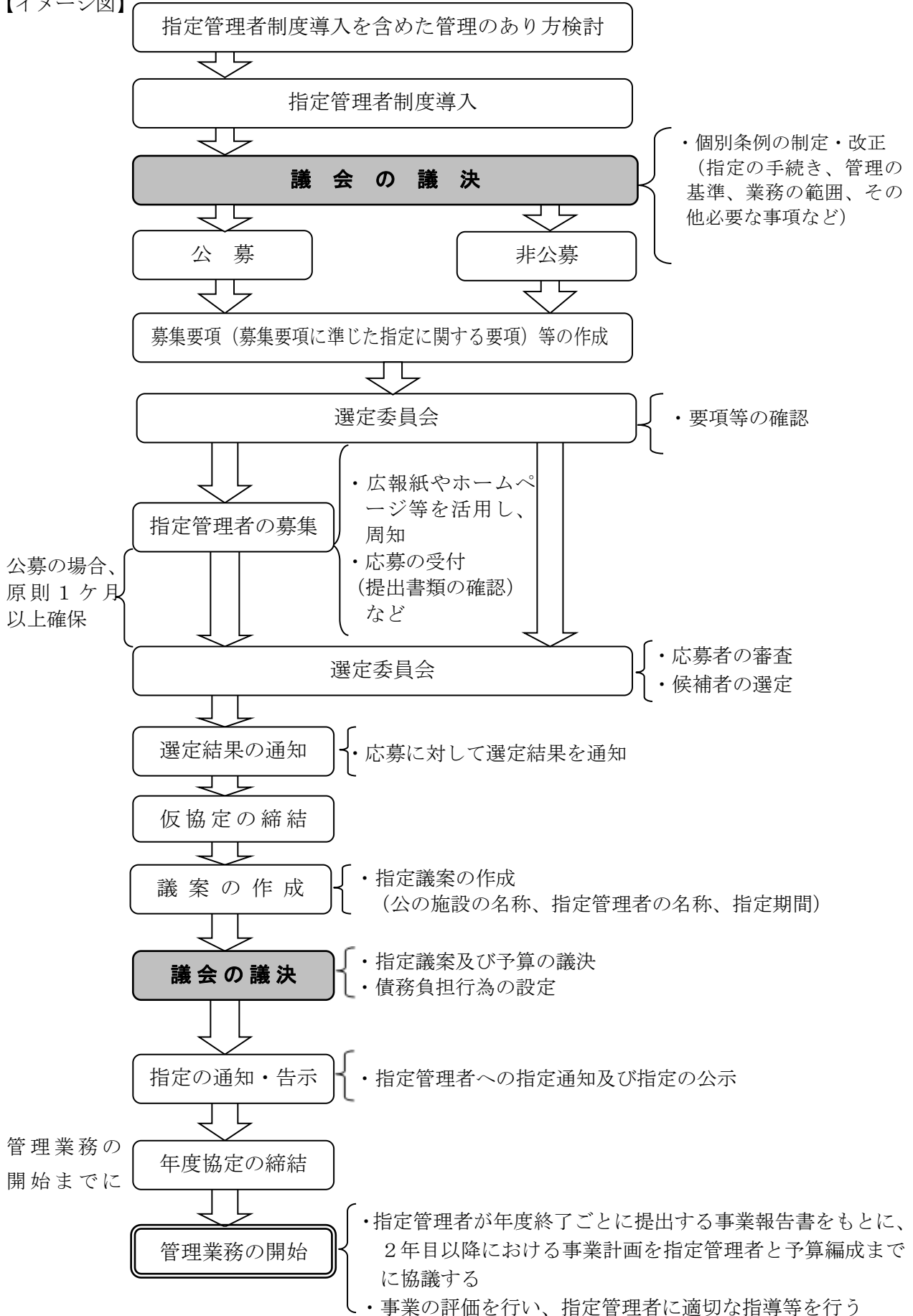
- ※1 幼保連携型認定こども園は、現行法上指定管理者制度の導入が認められていないことから、検討対象から除くものとする。
- ※2 幼稚園は、学校教育法の規定（設置者管理主義）により、現状では指定管理者制度の導入対象ではないが、管理運営の包括的な委託について、政府において特区対応されていること、また平成16年3月4日の中央教育審議会において「検討すべき」との答申がなされていることから、検討対象に含めるものとする。

3 新規開設施設

今後、新設される公の施設のうち直営によらない場合については、開設にあわせて指定管理者制度の活用を促進するものとする。

別記1 指定管理者制度導入基本スケジュールについて

【イメージ図】



別記2 申請書類について

＜申請書類一覧＞

No.	名称	書式	概要
1	指定管理者指定申請書	別記第1号様式	規則等の規定による申請書
2	事業計画書	参考様式1	申請にあたって事業計画を提案するもの
3	収支計画書又は収支予算書	参考様式2 参考様式3	申請にあたって収支計画を提案するもの ※指定期間合計及び指定期間の各年度
4	当該法人等の経営状況を証明する書類		当該法人等の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表などを含む
5	法人等の定款、規約その他これらに類する書類		法人以外の団体においては、団体の設立を定めた規約、その他これに類する書類
6	法人等の役員名簿		法人においては、当該法人の登記事項証明 ※最新のもの
7	収支予算書及び事業計画書		指定申請書を提出する日に属する事業年度のもの
8	収支決算書及び事業報告書		指定申請書を提出する日に属する前事業年度のもの
9	組織体制及び職員構成を示す書類	参考様式4	公の施設の管理に関する業務のもの
10	納税を証明する書類 (*課税されている団体のみ)		滞納の額がないことの証明含む ※直近年度分
11	申立書	参考様式5	納税義務がない場合のみ
12	誓約書	参考様式6	
13	その他市長が必要と認める書類		

申請書類については、条例・規則等によって定める様式、本様式例一覧のほか、施設の特性等を考慮のうえ、必要と認められるものを募集要項に定めるものとする。なお、大幅な変更を行う場合は、事前に企画政策課に相談すること。

別記第1号様式（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日	
(宛先) 山武市長	
所在地	
申請者 団体名	
代表者の氏名	㊟
電話番号	
<p>次のとおり、指定管理者の指定を受けたいので山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。</p>	
管理を行おうとする施設等の名称	
添付書類	<input type="checkbox"/> 管理を行う公の施設の事業計画書 <input type="checkbox"/> 管理に係る収支計画書 <input type="checkbox"/> 指定申請者の経営状況を説明する書類 <input type="checkbox"/> 山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第2項第1号から第6号までに掲げる書類
備考	

【参考様式1】

〇〇〇〇【施設名称】指定管理者事業計画書

申請者（団体）名 _____

項 目	内 容
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	
2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	
3. 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。	
4. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	
5. その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	

※施設の特性等に応じて、項目を適宜変更して使用してください。

※募集要項、仕様書等を参照し、指定期間（原則5年間）を通じた事業計画を提案してください。

※既存の資料等がある場合は本事業計画書に添付しても構いませんが、事業計画書の各項目内容欄にその旨を記載してください。

【参考様式2】

〇〇〇〇【施設名称】管理業務収支計画書

申請者（団体）名 _____

(1) 指定管理者支出

(指定期間合計)

項目区分	積算金額(円/年)	内 容
人件費等		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
役務費		
保険料		
委託料		
備品購入費		
消費税		
合 計		

(2) 指定管理者収入

項目区分	積算金額(円/年)	内 容
利用料金		
合 計		

(3) 収支差引

支出合計	
収入合計	
差 引	

※指定期間の年度ごとの収支計画の見込を記載してください。

※すべてについて、積算の根拠を明記してください。(任意様式で作成したものを添付可)

※項目区分は例示です。追加すべき項目があれば、適宜追加してください。

※差引額は、要項における各年度の指定管理料以内としてください。

【参考様式3】

〇〇〇〇【施設名称】管理業務収支計画書

申請者（団体）名 _____

(1) 指定管理者支出 (年度)

項目区分	積算金額(円/年)	内 容
人件費等		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
役務費		
保険料		
委託料		
備品購入費		
消費税		
合 計		

(2) 指定管理者収入

項目区分	積算金額(円/年)	内 容
利用料金		
合 計		

(3) 収支差引

支出合計	
収入合計	
差 引	

※指定期間の年度ごとの収支計画の見込を記載してください。

※すべてについて、積算の根拠を明記してください。(任意様式で作成したものを添付可)

※項目区分は例示です。追加すべき項目があれば、適宜追加してください。

※差引額は、要項における各年度の指定管理料以内としてください。

【参考様式4】

〇〇〇〇【施設名称】組織体制及び職員構成表

申請者（団体）名 _____

1 職員等数

区 分		人 員	主な業務内容
総人員数 計		人	
正 職 員（内訳）	常勤	人	
	非常勤	人	
臨時職員		人	

2 勤務体制

区 分	時間帯	常勤者数	左 記 の 内 訳				
			管理責任者	()	()	()	()
曜日	～						
	～						
	～						
曜日	～						
	～						
	～						
曜日	～						
	～						
	～						
曜日	～						
	～						
	～						

※「区分」「時間帯」の欄等は、必要に応じて追加してください。

※常勤者の内訳における（ ）内には、有資格者等を記載してください。

【参考様式5】

申 立 書

年 月 日

(宛先) 山武市長

所在地 _____

団体名 _____

代表者職氏名 _____

〇〇〇〇【施設名称】指定管理者募集要項における提出書類について、次のとおり申立てます。

当団体は、

- 市税の納税義務がありません。
- 法人税の納税義務がありません。
- 消費税及び地方消費税の納税義務がありません。

※該当する項目の□欄にチェック（レ点）を記入してください。

【参考様式6】

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 山武市長

所在地 _____

団体名 _____

代表者職氏名 _____

〇〇〇〇【指定管理者名】は、〇〇〇〇【施設名称】申請に当たり、下記事項について誓約します。

また、下記事項について疑義が生じた場合は、市長の指示に従って、資格要件等に関する書類を速やかに市長に提出すること及び市長が必要な確認、調査その他情報収集を行うことに同意します。

記

- 1 申請書その他の提出書類のすべての記載事項は、事実と相違しないこと。
- 2 〇〇〇〇【施設名称】指定に関する要項に掲げる条件を満たしていること。